平成２１年（フ）第９２号
栃木県佐野市田沼町404番地７
債務者　清水　良夫
１　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年７月24日午前11時
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第１５８０号
横浜市戸塚区品濃町523番地１　第二東戸塚寮
債務者　齋藤　智章
１　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５８９号
横浜市南区西中町２丁目28番地　メゾンなかてつ208
債務者　稲葉　眞也
１　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５９０号
神奈川県大和市下鶴間2791番地　コーポ若葉204
債務者　田森　瑞穂
１　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２１２号
横浜市中区新山下２丁目６番１―404号
債務者　風間昭八郎
１　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２１３号
横浜市中区新山下２丁目６番１―404号
債務者　風間　愛子
１　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２４４号
神奈川県鎌倉市腰越４丁目11番37―202号
債務者　及川　郁夫
１　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３２９号
神奈川県綾瀬市寺尾釜田３丁目10番１号　プラムハウスＡ―１
債務者　丹野恵香こと　タンノ　ケイカ
１　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４６９号
横浜市西区東久保町20番５―102号
債務者　小高江里子
１　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６４号
秋田県大仙市栗沢字社前142番地１
債務者　草薙　久志
１　決定年月日時　平成21年６月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月17日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第１１０８２号
東京都足立区千住２丁目30　竹内荘
債務者　有信節子こと　康　　節子
１　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１０８８号
東京都葛飾区東堀切１丁目17―16―202
債務者　松田　容子
１　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１２０１号
東京都杉並区上井草３丁目１―21―404
債務者　中山真奈美
１　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月25日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１２０５号
東京都豊島区南大塚１丁目48―13―Ｂ―６
債務者　前田　秀生
１　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１２２２号
東京都練馬区早宮３丁目41―26
債務者　奥村　恭子
１　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月25日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１２４６号
東京都目黒区目黒２丁目８―７
債務者　日塔きよ子
１　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部